

ほけんだより

学校感染症号
平成30年11月30日発行
明石市立明石商業高等学校

冬本番を迎えるとともに感染症の流行に注意が必要です。

学校保健安全法施行規則により下記の感染症は、「学校において予防すべき感染症」として規定されています。

医師の診断により下記の感染症にかかっていると診断された場合は、本人の休養、他者への感染・流行を防ぐため、出席停止扱いとなります。治癒後の登校については、医師の診断を受け「感染症登校（園）許可書」を記入していただいてから、登校するようにしてください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※その他の感染症には、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）などがあります。

医療機関によっては「登校許可書」の発行に費用がかかったり、発行していただけない場合があります。そのような場合は担任または養護教諭に相談し、保護者において別様式「登校許可報告書」を記入のうえ提出していただきます。